

誰ひとり取り残さない社会を目指した提言

～困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向けて～

1 子どもの貧困対策の強化

(1) 地方の実情に応じた取組への支援強化

- ア 貧困に係る全国統一的な基準を用いた指標の設定などに基づく全国調査の着実な実施と都道府県・市町村別データの提供
- イ 「地域子供の未来応援交付金」が地域の実情に応じた取組を促進させる交付金となるための運用の弾力化や事業の恒久化
- ウ 市町村の役割強化に向けて、子どもの貧困対策における市町村の役割の明確化、十分な財政支援の措置

(2) 学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化

- ア 小学校専科指導の導入による教育の質の向上や、小中学校における少人数によるきめ細かな指導体制の構築及び小中学校等における児童生徒支援の強化等に向けた教職員定数の更なる拡充
- イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充（「スクールカウンセラー等活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施主体を市区町村まで拡大等）・待遇改善のための十分な財源の確保及び人材の確保による教育相談体制の更なる強化
- ウ 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習・生活支援について、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援の強化

(3) 子どもの居場所の確保・充実

- ア 子どもを中心としつつ、多世代交流等の場としての役割が期待される「子ども食堂」等の推進、及び全国レベルでの食材供給の仕組の構築など継続的な運営が可能となるための支援の充実

(4) 進学に向けた支援

- ア 市町村が実施する準要保護児童生徒に係る就学援助が、財政状況によって対象者の範囲や要件が制限されないための財源の確保
- イ 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金、高等学校等専攻科の生徒への修学支援、高等教育の修学支援新制度など、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の更なる充実のための財政支援の拡充並びに私立小中学校等に関する教育費負担軽減実証事業の制度化
- ウ 私立高等学校等の実質無償化について、高等学校等就学支援金制度における年収区分を境に逆転現象が生じる世帯への支援など、国による更なる支援の充実
- エ 単位制高等学校進学者や休学に伴い修業年限を超過する者等に対する支給月数等の制限の解消など高等学校等就学支援金の拡充
- オ 公共職業能力開発施設で実施する若年者を対象とした訓練課程について、費用負担軽減策の拡充並びに給付型奨学金の制度創設

(5) 生活安定のための支援強化

- ア 養育費の取り決めに仲介する専門家や養育費相談員の配置に係る更なる財政支援措置
- イ 養育費の完全な確保に向けて、支払が滞らないようにする仕組の構築及び国による養育費の立て替え制度の創設
- ウ 児童扶養手当額の増額及び所得制限限度額の引き上げ、多子加算額の支給額逡減措置の撤廃
- エ 民間アパート等を活用した母子保護の実施に対する補助制度の創設
- オ 母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ、及び両資金の貸付限度額の引き上げ
- カ 母子家庭の正規雇用促進に向けた法定雇用率の創設や企業への支援拡充

2 児童虐待防止対策の推進等

(1) 未然防止のための支援策の充実

- ア 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開に向けて、設置を促進するための専門的な人材及び必要な財源の着実な確保
- イ 乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力の向上への支援
- ウ SNSをコミュニケーション手段とする世代が相談しやすいよう、SNSを活用した国による相談窓口（189のSNS版）の設置、国による初期相談の対応の実施

(2) 児童相談所の機能強化

- ア 児童福祉司及びSV職員等の専門的人材の確保や育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援、また、一時保護所等の質の向上のための施設整備に係る財政支援の更なる拡充並びに第三者による評価の義務化
- イ 児童福祉司等を養成する大学等の学部や学科の創設支援も含めた児童福祉人材養成の充実
- ウ 専門の研修機関の設置など国主導による人材育成システムの構築
- エ 国における児童虐待対応事案の支援となるAI技術を活用した全国統一ツールの早期開発と取組の推進及び導入に係る財政支援

(3) 母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援体制の構築

- ア 全市町村への子ども家庭総合支援拠点の設置促進（児童人口規模の特に小さい自治体への、家庭支援員の最低配置基準の緩和等）や、要保護児童対策地域協議会調整機関の専門性向上、財政支援等の強化
- イ 特定妊婦等に対し、産前・産後から自立までの切れ目のない支援を行えるよう、妊娠中から母子生活支援施設への通常入所を可能とするため、児童福祉法等の改正、及び市町村や医療機関、母子生活支援施設などの連携体制の構築
- ウ 地域住民の相談者かつ支援者である民生委員・児童委員の活動費用の充実

3 困難な環境にある子どもへの支援強化

(1) 「都道府県社会的養育推進計画」に基づく家庭養育優先原則の実現

- ア 家庭養育優先原則の実現に向け、フォスタリング機関等の里親養育支援体制の強化や養子縁組の推進に要する財政支援の拡充

- イ 里親制度の活性化に向けた、多様な里親類型の創設や里親の名称変更の検討
 - ウ 里親制度の活性化に向けた一時保護委託など、短期間の委託を受ける里親について、質を確保しつつ登録要件の見直しを図るなどの検討
 - エ 児童養護施設等について、職員の処遇改善並びに小規模化や地域分散化、多機能化等に対応するための、施設整備及び人材確保に向けた財政支援の拡充
 - オ 児童養護施設退所者等の自立に向け、地方自治体や民間団体による地域の実情に応じた支援体制の強化に向けた財政支援の拡充及び自立支援資金貸付事業における返還免除規定の継続勤務年数要件の緩和等による支援の充実
 - カ 児童家庭支援センターの安定的な運営及び設置促進のための財政支援の拡充
- (2) ヤングケアラーへの支援の強化
- ア 地方自治体が行う取組への財政面も含めた支援の実施
 - ・学校や福祉機関、地域など子どもの近くにいる人々が理解を深める研修等
 - ・困ったときに相談できる窓口や支援体制の構築
 - ・支援が必要なヤングケアラーの実態を把握する調査
 - イ ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の向上
- (3) フリースクール等を利用する家庭への支援制度の整備
- ア 不登校児童生徒が利用する民間施設（いわゆるフリースクール）を利用する児童生徒の家庭に対する支援制度の検討
- (4) 特別な支援が必要な児童生徒等への支援対策の充実
- ア 障害福祉制度の対象外となるか否かに関わらず医療的ケアが必要な子どもの実態及び家族のニーズを継続的に把握するための仕組みの構築、支援体制整備のための経費、看護師配置のための財政支援の充実
- (5) 子どもの最善の利益が保障される社会の構築
- ア 親権者等による体罰等によらない子育てが推進されるよう指針の周知徹底、及び子どもの健やかな育ちや権利を保障できるような懲戒権の在り方の検討
 - イ 予期せぬ妊娠など支援が必要な妊婦等の心情に寄り添うとともに、授かった命を尊重し、子どもを社会全体で守り育てるための新たな制度や、予期せぬ妊娠等の不安を抱える妊婦等が相談しやすい窓口の設置促進及び相談支援体制の強化に対する財政的支援の充実

令和3年6月10日
全国知事会